

# 津波に対する船舶対応表

別紙2

	気象庁発表		津波到達までの時間的余裕	全船舶	係留中の船舶			錨泊船	航行中の船舶	
	東京湾内湾				大型危険物積載船	一般船舶 (大型危険物積載船以外)	レジャーボート、漁船		一般船舶 (レジャーボート・漁船以外)	レジャーボート、漁船
警 津 戒 波 体 第 制 一	津 波 注 意 報	1 m (0.2m < 予想高さ ≤ 1 m)		荷 役 ・ (退 避 準 備 以 外) 作 業 中 止	係留避泊又は港外退避		陸揚げ固縛又は係留強化	港内避泊 可能な場合、港外退避	港外退避	入港後、陸揚げ固縛又は係留強化 可能であれば港外退避
津 波 第 二 警 戒 体 制	津 波 警 報	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	無し		係留避泊		陸上避難	港内避泊	港外退避	港内避泊 状況により、入港後陸上避難
			有り		港外退避 可能な場合、湾外退避	港外退避又は係留避泊	陸上避難 可能な場合、陸揚げ固縛	港外退避 大型危険物船は、 可能な場合、湾外退避	港外退避 可能な場合、湾外退避	入港後、陸上避難 可能な場合、港外退避
	大 津 波 警 報	10m超 (10m < 予想高さ) 10m (5m < 予想高さ ≤ 10m) 5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	無し		係留避泊又は陸上避難		陸上避難	港内避泊	港外退避	港内避泊 状況により、入港後陸上避難
			有り		港外退避 可能な場合、湾外退避		陸上避難 可能な場合、陸揚げ固縛	港外退避 大型危険物船は、 可能な場合、湾外退避	港外退避 可能な場合、湾外退避	入港後、陸上避難 可能な場合、港外退避

### 【用語の定義】

- 大型危険物積載船： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶であり、ばら積のタンカー船(非危険物の石油類積載船を含む)、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
- 陸上避難： 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避： 港外(防波堤外)の水深が深く、十分広い海域で航路から離れた海域に退避する。
- 陸揚げ固縛： プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により流出しないよう固縛する。
- 係留強化： 港外退避までの時間的余裕または耐航性が確保されない船舶等が当該係留施設において待機することが適当と判断される場合における係留索の増し取り対策等

### 東京湾内

### 【津波警報等の発令時における第三管区海上保安本部の対応】

東京湾内湾予報区	東京湾周辺海域の波浪予報区 (千葉県内房予報区) (相模湾・三浦半島予報区)	初動対応	備考
大津波警報	大津波警報	・入湾する「全船舶」に対し、浦賀水道航路への入航制限を指示 ・必要に応じ通常と異なる交通方法の指定	航路航行義務がない船舶（全長50m未満）の船舶が航路外を航行して入湾・避難することは妨げない
津波警報	津波注意報	大津波警報	・入湾する「巨大船等」に対し、浦賀水道航路への入航制限を指示
		津波警報	・初動対応としての制限は無し
		津波注意報	

【注意喚起（情報提供）の実施】：全てのケースにおいて、津波警報等の発表に関する注意喚起（情報提供）を実施する。

【湾外退避指導の実施】東京湾内湾予報区に「大津波警報」又は「津波警報」が発表された場合、上記対応に併せ、津波襲来前に湾外に進出できる船舶に対しては、「湾外退避指導」を実施する。

## 南海トラフ地震に対する船舶対応表

港長対応	南海トラフ地震臨時情報種別	取るべき措置（全船共通）
情報伝達	調査中	今後の気象庁の発表情報に留意
注意喚起	巨大地震注意 （発表発間：原則 1 週間）	南海トラフ地震情報の入手、 連絡系統、避難方法、避難場所の確認
勧告	巨大地震警戒 （発表発間：原則 1 週間）	関係者との対応の確認、南海トラフ地震情報の入手、 津波発生時の避難に必要な支援体制が整わない場合は自主的に早期避難

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）：南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震（先発地震）等が発生した際に発表される情報
  - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合等に発表される情報
  - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合に発表される情報
- 木更津港長から津波第一又は第二警戒体制の勧告が発令・継続中の場合に、巨大地震警戒が発表された場合、巨大地震警戒に伴う勧告の発令は行わない。
  - 木更津港長から津波第一又は第二警戒体制の勧告が解除された場合に、巨大地震警戒が発表されている場合は、巨大地震警戒に伴う勧告を発出する。